

回覧

令和5年5月 自転車マナー・アソブ強化月間

実施要綱

1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期間

令和5年5月1日(月)～令和5年5月31日(水)

毎月10日は「県民交通安全の日(※)」です。

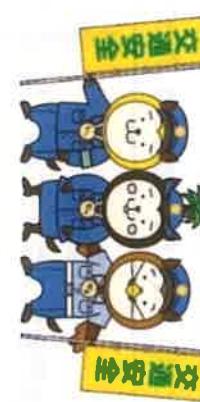
(※)地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日。

3 重点目標

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進

4 推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項の周知徹底を図ります。また、多くの県民が月間の取組に参加できるよう、テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発の推進に努めます。



具体的推進項目

利用者は…

- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しよう。
- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しよう。
- 交差点では信号ヒー一時停止を守って、安全確認を徹底しよう。
- 夜間はライトを点灯しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 犬差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しよう。

家庭・地域・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を推進しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車の交通ルールやマナーについて安全教育を行おう。

